1．公民館利用料（１時間の金額：円）

部屋名		区民団体（通常料金）		区民外団体	
		部屋代	冷暖房代	部屋代	冷暖房代
１階	会議室	400	300	600	300
	和室	300	300	500	300
	調理室	500	300	700	300
２階	集会室	600	500	900	500
	学習室	300	300	500	300
	ﾐｨｰﾃｨﾝｸﾞ室	100	100	200	200

※調理室の部屋代は、ガス代及び調理に必要な備品等の利用料を含む。
※部屋代は、机及び椅子など会議に必要な備品等の利用料を含む。
※文庫室は、貸出は行わないが、館長が特別に利用を認めた場合は、ミーティング室と同額とする。
※区民が１人でも含まれる場合は区民団体とする。

２．老人憩いの家利用料（１時間の金額：円）

区分 / 利用時間	部屋代		冷暖房代
	60歳以上の者	左記以外の者	—
９時から17時まで	無料	200	200
上記以外の時間	200		

※「上記以外の時間」及び「左記以外の者」の利用料は、館長が特別に利用を認めた場合のものである。

○大野城市老人憩の家の設置及び管理に関する条例抜粋
・老人憩の家を使用できる者は、市内に居住するおおむね60歳以上の者及び館長が認める者とする。
・老人憩の家の開館時間は、９時から17時までとする。館長は、必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、開館時間を変更することができる。